

中国化粧品新許認可制度セミナー

本年12月1日より
中国化粧品CFDA技術
審査基準変更
CFDA専門家審議会総括審議役の
鄭星泉女史が来日、対策を説明。

- 新規制に対して日本企業の対応点
- 最新「化粧品安全技術規範」解説
- 中国向け化粧品/化粧品新原料の許認可規制
- 中国越境EC化粧品輸入規制

CFDA中国化粧品技術審査の第一人者、CFDA化粧品標準の最高顧問、CFDA専門家審議会の総括審議役の鄭星泉女史を中国より講師として招聘し、大阪と東京にて、中国化粧品新技术審査基準のセミナーを開催します。

弊社のシニア・コンサルタント、当分野の実務担当者も登壇いたします。

貴社の

クリアしなければならない法規制

化粧品/化粧品原料を中国への輸出したい

化粧品/化粧品原料を中国CFDAに登録許可の申請している

化粧品/化粧品原料が既に取得しているCFDA登録許可の更新を迎えている

化粧品を越境ECを利用して中国に輸出/販売したい

新「化粧品監督管理条例」間もなく施行

「化粧品安全技術規範 2015年版」
12月1日施行

化粧品越境EC販売ルール変更

【既に使用している化粧品原料リスト 2015年版】

12月1日前に、既にCFDA許可取得している化粧品でも、成分配合等が新「化粧品安全技術規範」の要求と一致していない場合、変更申請をしなければなりません。変更申請をしないと、次の更新申請は新規申請として扱われる



中国CFDA化粧品専門家審議会のトップを日本に招き、貴社がどのように対応すればよいか、日本語逐次通訳付で解説いたします。

弊社にて8年以上中国化粧品/化粧品原料のCFDA登録許認可コンサルティング及び申請実務を担当しているコンサルタントも加え、化粧品の中国輸出、通関、販売等について、貴社がどのようにそれらの規制をクリアすればよいかも詳しく説明いたします。

大阪：平成28年11月9日（水）09：30～17：00

会場：大阪国際交流センター

住所：大阪市天王寺区上本町8-2-6

アクセス：

- ①近鉄「大阪上本町駅」14番出口より400m
- ②千日前線「谷町九丁目駅」10番出口より500m
- ③谷町線「谷町九丁目駅」5番出口より600m
- ④阪神本線/なんば線「大阪上本町駅」14番出口より400m

東京：平成28年11月10日（木）09：30～17：00

会場：主婦会館プラザエフ

住所：東京都千代田区六番町15

アクセス：

- ①JR「四ッ谷駅」麴町口 徒歩1分
- ②東京メトロ 丸ノ内線「四ッ谷駅」1番出口より徒歩3分
- ③東京メトロ 南北線「四ッ谷駅」3番出口より徒歩3分

主催：ピーアンドディーパートナーズ株式会社 (<http://www.pandd.jp>)

本社：三重県津市栗真町屋町1577番地三重大学社会連携研究センター223号室 TEL：(059) 231-5488・FAX(059) 231-5465

受講要領

【受講料】 48,000円/1名（CRDB会員或いは同じ会社内で会社2名様以上参加の場合45,000円/1名）
（テキスト、昼食・コーヒー、消費税込）

【申込方法】 下記の受講申込書に所定の事項を記入し、FAX または郵送、E-Mail (info@pandd.jp)までお申し込みください。

【受講料お支払い】 当社より受講証と請求書が届き次第、請求書に記載されている当社指定の銀行口座にお振込みください。

【事前質問】 参加者方から事前に講師へのご質問内容をinfo@pandd.jpまでお送りください。

受講申込書

会社名：

電話番号：

住所：

受講者名（フリガナ）

所属・役職

会場（○）

東京・大阪

東京・大阪

東京・大阪

時間	講師	プログラム
09:30 ～ 11:30	張 小青	【Part 1】最新中国化粧品/化粧品新原料の中国輸入/販売登録許認可法規制及び体制 1. 中国化粧品/化粧品新原料の輸入/販売の主な法規制 2. 中国化粧品/化粧品新原料の輸入/通関の行政規定及び管理監督体制 3. 中国化粧品販売の行政規定及び管理監督体制 4. 中国化粧品/化粧品新原料のCFDA(中国国家食品薬品監督管理総局)登録許可新規制 ① CFDAの行政組織と主な職能 ② CFDAの化粧品/化粧品新原料登録許認可部門 ③ CFDAの化粧品/化粧品新原料登録許認可の主な規定と規制 5. 化粧品の中国販売におけるの広告規制 ①中国新「広告法」、②中国「広告管理条例」、③中国「化粧品広告管理弁法」
11:30～12:30 (休憩)		
12:30 ～ 14:15	許 蕾	【Part 2】中国越境EC化粧品輸入/販売法規制及び化粧品/化粧品新原料のCFDA許認可取得 1. 中国越境EC化粧品輸入/販売の現状 2. 中国越境EC化粧品輸入/販売の法規制 3. 中国越境EC化粧品輸入/販売の通関流れ 4. 中国越境EC化粧品輸入/販売の登録ステップ 5. 中国向け輸入化粧品行政許可 ① 輸入化粧品行政許可申請のプロセス、②化粧品行政許可申請に必要な資料 6. 中国向け化粧品新原料のCFDA登録許可 ①化粧品新原料の判断基準 ②化粧品新原料の申請登録のプロセス ③化粧品新原料の審査について
14:15～14:30 (休憩)		
14:30 ～ 16:30	鄭 星泉 女史	【Part 3】中国輸入化粧品/化粧品新原料の行政許認可と技術審議 (中国語:日本語逐次通訳付) 1. 中国化粧品/化粧品新原料のCFDA行政許可の概況 2. 中国化粧品/化粧品新原料の専門家審議会のCFDA許認可制度の位置づけ 3. 中国化粧品/化粧品新原料のCFDA専門家審議会の構成 4. 中国化粧品/化粧品新原料CFDA登録許可の専門家審議会の審議方式 5. 中国化粧品/化粧品新原料CFDA登録許可の専門家審議会の審査内容 6. 中国化粧品/化粧品新原料CFDA登録許可の主な規格/基準 7. 「2015年版化粧品安全技術規範」について 8. 日本輸入化粧品CFDA許認可審査の主な問題点と注意点
16:30 ～ 17:00	鄭 星泉 女史 許 蕾 張 小青	質疑応答

講師紹介 (司会 P&Dパートナーズ株式会社 上井 大輔)

<p>鄭 星泉 (テイ セイ セン) 先生 CFDA化粧品標準専門家委員会最高顧問、研究員 中国初の女子大学である南京金陵女子大学(現在の南京大學)の栄養専門を卒業後、1972年から中国衛生部(日本の厚生労働省に相当)直属の中国疾病予防制御センター環境・健康研究所にて研究員主任(大学教授に相当)、研究室主任(研究室トップ)などを歴任、環境及び健康に関する研究及び化粧品衛生基準の作成に従事。中国科学賞である国家進歩賞二等賞、三等賞も受賞。 1985年より中国化粧品衛生標準委員会の副主任(副委員長)及び顧問として、最初の中国化粧品衛生基準(GB7916-87)から「2015年版化粧品安全技術規範」まで全ての中国国家化粧品基準/規格に主要作成者および参画者として関わっている。 現在、CFDA化粧品専門家審議会の筆頭顧問、輸入・国産の化粧品及び化粧品原料専門家審議会の総括役。CFDA化粧品/化粧品原料の登録許可に権威のある学識経験者学者。著書の「化粧品衛生検査手冊」(化粧品衛生試験ハンドブック)は、中国化粧品安全試験の重要な参考書となっている。</p>	<p>許 蕾 (キョ ライ) P&Dパートナーズ株式会社 中国化粧品行政規制シニア・コンサルタント、中国越境EC運営責任者、医学博士 2007年9月、当社の設立と同時に入社し、中国向け化粧品、医薬品、保健食品等の中国CFDA許認可取得のコンサルタントとして実務に従事している。業務総括マネジャーとして、2014年12月より中国上海越境EC「跨境通」の当社運営責任者を兼務。日本製化粧品等、製品の中国輸入、通関等の管理を担当している。化粧品を中国CFDA規制に対応させる許認可申請/通関/販売に関して、国内にて50回以上、セミナー講師を務めている。</p>	<p>張 小青 (チョウ ショウ セイ) P&Dパートナーズ株式会社 中国製品規制調査役、化粧品行政許可申請実務担当、学術博士。 2011年名古屋大学博士課程卒業。卒業前より、インターンシップで弊社の中国規制調査役。CFDA製品規制情報の収集と調査に従事。入社後、国内の行政機関や団体からの委託業務も含め30件回以上の中国CFDA化粧品/化粧品原料の規制や技術規格及び化粧品/化粧品原料の販売規制調査を担当。現在、化粧品/化粧品原料の中国CFDA登録許可実務をメインに、常に中国の最新情報を入手し、迅速にお客様に提供。</p>
---	---	--